

岩手県告示第496号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第18条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の登録を取り消した。

令和5年10月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

名 称	所在地	取消年月日
岩手大学農学部応用生物化学課程	盛岡市上田三丁目18番8号	令和5年7月18日